

第1章 計画策定および対象区域の概要

1.1 計画策定の背景と目的

室戸岬は1927（昭和2）年に日本新八景に選ばれ、1928（昭和3）年3月に、室戸岬の一部が文化財保護法に基づき国の天然記念物「室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落」に、また、同年6月には国の名勝「室戸岬」に指定され、いずれも高知県が管理団体となり保存活用が図られている。さらに、この地域は自然公園法に基づいて1964（昭和39）年6月1日に徳島県の阿南海岸から本県の羽根海岸までの一帯が「室戸阿南海岸国定公園」として指定され、その保存と活用が図られている。

文化財指定から60年が経過した1988（昭和63）年に、観光開発などに伴う環境の変化に対応する必要性から長期展望に立った保存管理を行うため、高知県教育委員会の指導により室戸市教育委員会が「室戸岬（名勝）室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落（天然記念物）保存管理計画」を策定した。計画策定後も、指定地域内において国道の安全管理を図るための岩盤削除、ロープネットや擬岩擁壁などの落石または転石防止対策工の施工や高知県が設置した海岸遊歩道の安全対策など、現状変更行為の許可申請¹が数多くあり、その都度慎重に協議してきた。

2008（平成20）年12月に室戸岬を含む室戸市全域が日本ジオパークとして認定され、続いて2011（平成23）年9月には国内で5番目の世界ジオパークとしてGGN（世界ジオパークネットワーク）から認定を受けた。ジオパークが広く認知されるにつれて、地質や岩石だけでなく動植物や歴史上の人物に対しても高い関心を持つ人が多くなり、室戸岬の自然環境だけでなく、文化的遺産についてもその価値を失わないような保存を図るとともに、ここを訪れる人々に文化財の価値を伝えるための持続的な活動が重要となってきている。一方、これを契機として、既存の説明板に加え、観光振興に伴う民間業者の看板、ジオパーク関連の新たな案内板と説明板、南海地震対策として観光客に向けた避難誘導板など、多様な看板類の相次ぐ設置に伴う景観への配慮と設置申請者への対応が課題となっている。このほか、現状変更行為の許可申請については、民間業者の観光収入を目的とした開発に基づくものだけでなく、近年では教育研究機関による学術研究を目的としたサンプル採取の申請も増えている。

本計画は、これまでの経緯や現状を踏まえたうえで、名勝と天然記念物の価値を損なうことなくどのような形で将来に残していくかについて、長期的な視点に立った保存活用の指針となることを目的として策定したものである。

¹ 国指定の名勝や天然記念物等の指定地では、文化財保護法に基づき、現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為が制限されている。これらの行為を行う場合は、申請書を提出して文化庁長官の許可を得る必要がある。この手続は一般的に「現状変更行為の許可申請」などと呼ばれる。

1.2 対象区域の概要

1.2.1 計画の対象区域

本計画の対象区域は、図 1.1 および表 1.1 に示す名勝および天然記念物の指定区域である。
なお、天然記念物の指定区域は名勝の指定区域内に包括されている。



図 1.1 対象区域（指定区域）

表 1.1 対象区域の概要
(国指定文化財等データベースより作成)

名称	室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落	室戸岬
種別	天然記念物	名勝
指定年月日	1928 (昭和3) 年 3 月 24 日	1928 (昭和3) 年 6 月 27 日
指定基準	植物二.代表的原始林、稀有の森林植物相 植物五.海岸および沙地植物群落の代表的なもの 植物十.著しい植物分布の限界地	八.砂丘、砂嘴(さし)、海浜、島嶼
所在地	高知県室戸市室戸岬町	
区域	室戸市室戸岬町の国道 55 号の高岩の北にある大岩(鷲ヶ岩)を起点とし、同所から西方向に満潮位の海岸線まで、また同所より最寄りの尾根を通過しスカイラインに至り、スカイラインの南側辺縁部を北上して明星来影寺南尾根を通過して国道海岸側に至り、そこから国道に沿って北進して岩礁遊歩道の北端に至り、そこから東方向に満潮位の海岸線までの区間を北の境界とし、海側は満潮位の海岸線に囲まれた区域とする。 (指定時の告示文から名勝の範囲内に天然記念物の範囲が包括されると判断できる)	
詳細解説※	<ul style="list-style-type: none"> ▼室戸岬は、四国島の東南端の一大岬角にして、後面一帯の山地はヤマモガシ、オガタマ(オガタマノキ)、ピランジュ(バクチノキ)等の亜熱帯性常緑樹より成れる密林を以て被われ、タチバナおよびナギに如きもまたその中に産す。 ▼特に著しきはアコウとアオギリの群落にして、前者は山麓に、後者は山腹に亘りて叢生(そうせい)す。 ▼山側の樹叢中にケホシダ、テツホシダ等の亜熱帯性シダの群落を呈し、また、海岸の斑レイ岩脈の露出せる間にはウバメガシの純群落あり。 ▼その他、種々の海岸植物群生し、土地の温暖なるにより、冬季もなお花を絶たす為に、岬頭の植物景観をして暖国固有の特徴を呈せしむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼室戸岬は、四国島の南海突出したる一大岬角にして、斑レイ岩の二条の岩脈は主として砂岩および泥板岩の互層より成る。 ▼中生層を貫き、岬端(こうたん)澎湃(ほうはい)たる怒涛の絶えず、岸を拍(う)つところ奇岩乱れ立ち、怪礁(かいしょう)碁布(きふ)し、往々にして海生甌穴を生ぜり。 ▼岩礁中には、中生層の地質的変動を受けて、断層褶曲(しゅうきよく)変質の諸現象の著しきものあり。 ▼斑レイ岩脈の冷却凝結の遅速によりて、著しく石理構造を異にするものあり、昆砂砧岩、龍宮岩は岩礁の主なるものにして、空海の目洗池と称するは海生甌穴の一つなり。 ▼山上は、西方の岬頭行当岬と共に著しき海食台地にして、東寺の堂塔、灯台および測候所あり。 ▼山麓には、空海修法の崖と称する海食洞崖の水面より約 10m の高位に位して、海退作用ありしを示すものあり。 ▼海岸の勝地としては、眼界広闊(こうかつ)眺望偉大点において類例少なきものに属す。 ▼後面の山地は多数の亜熱帯性常緑広葉樹をもって蔽われ、タチバナのごときも、またその中に産す、殊に著しきアコウとアオギリの群落にして、前者は山麓に、後者は山腹にわたりて叢生(そうせい)す。 ▼また、海岸の奇岩乱石の間に、ウバメガシの純群落のほか、種々の海浜植物群生し、土地の温暖なるにより冬季もなお花を絶たず、為に岬頭の景観をして異彩を放たしむ。
備考	1956 (昭和 31) 年 高知県立自然公園に指定 1964 (昭和 39) 年 室戸阿南海岸国定公園に指定 2011 (平成 23) 年 室戸世界ジオパークに認定 2015 (平成 27) 年 室戸ユネスコ世界ジオパークに認定	

※指定当時の詳細解説を現代表記に改め、1文ごとに改行して示す。

1.2.2 対象区域と周辺域の資源

対象区域およびその周辺に現存する景観資源や建築物などを図 1.2 に整理した。また、室戸岬の自然環境や景観は古くから詩歌に詠まれている。これらは対象区域の鑑賞的な価値に対する外部からの客観的な評価のひとつであり、複数の歌碑や句碑が現存している。それらの内容と所在地を表 1.2 に示す。

表 1.2 対象区域および周辺域に現存する歌碑・句碑
(多田運氏資料(2013年4月28日提供)より抜粋)

No.	内容	俳人等	場所
1	法性の室戸と聞けど我が住めど 有為の浪風寄せぬ日ぞなき	空海	御蔵洞前
2	村雨の風吹きおくる秋風に 引かぬ鳴子やならし津の里	川村与惣太	室戸市民図書館前
3	空海をたのみまいらすこころもて はるばる土佐の国へ来にけり	吉井勇	最御崎寺大師堂前
4	室戸なるひとよのやどのたましだを うつくしと見つ岩間いわまに	昭和天皇	室戸岬町山田邸内
5	乱礁の巢に鳥入りし月の秋	渡邊水巴	室戸岬町御蔵洞前
6	龍巻に添うて虹立室戸岬	高浜虚子	室戸岬町ビシャゴ岩の山側
7	潮けむりあがりし磯の遍路道	川田十雨	室戸岬町御蔵洞前
8	泣きに来て室戸の浪に嘯みつかれ	奴田原紅雨	ホテルジオパーク夢路灯池畔
9	海女浮いて厄日ともなし室戸岬	中井珊瑚楼	ホテルジオパーク夢路灯池畔
10	空海の行の磯場や天草舟	元子	最御崎寺境内鉦石側
11	大空に慈悲のお姿あおぎつ々 室戸の山につどう水子ら	島田保子	最御崎寺大師堂裏側
12	燈台も巖も佛も土用波	島村哉々	最御崎寺護摩堂前

注) No.10~12 は室戸市出身の作者

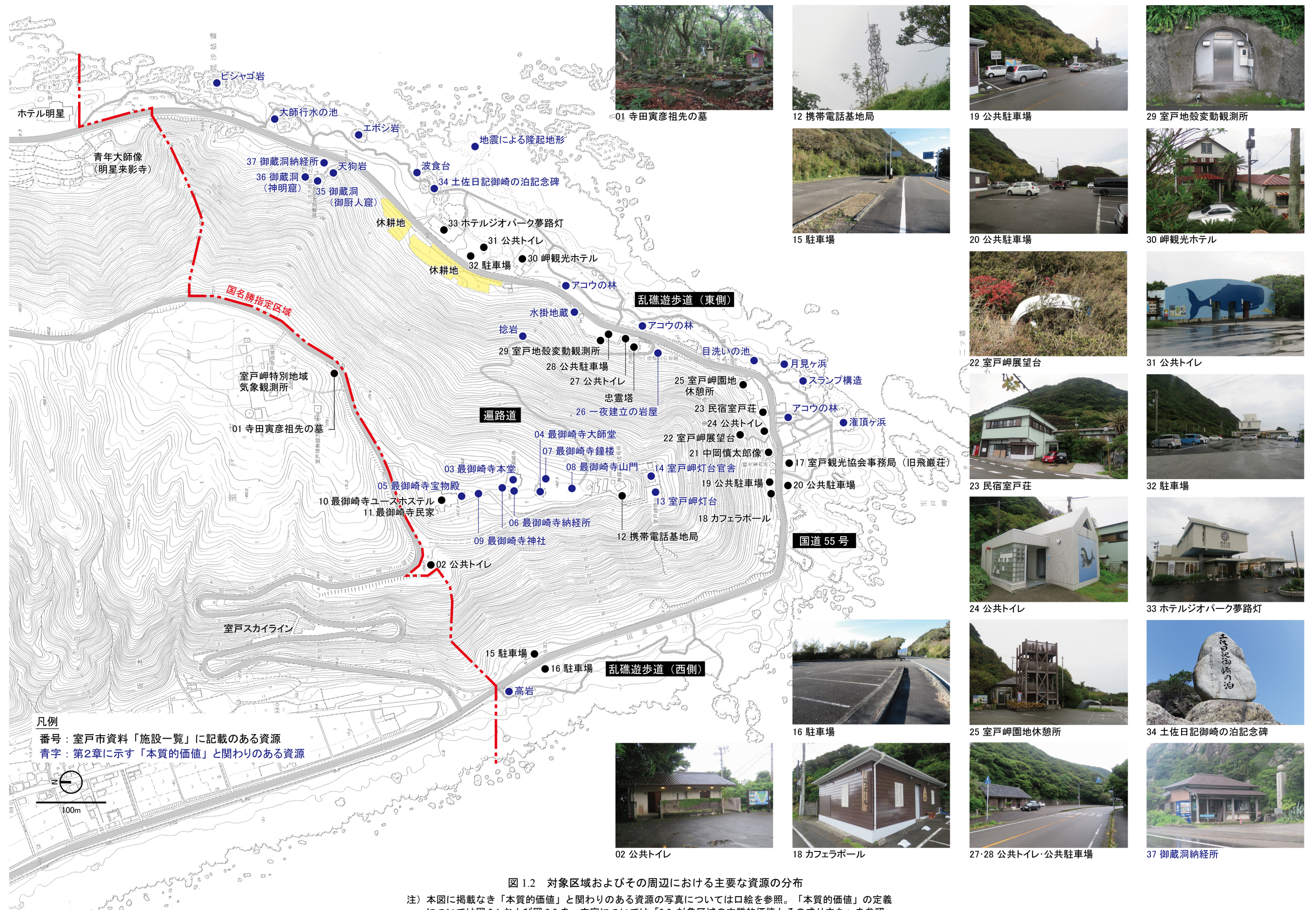




図 1.2 対象区域およびその周辺における主要な資源の分布

注) 本図に掲載なき「本質的価値」と関わりのある資源の写真については口絵を参照。「本質的価値」の定義については図 2.1 および図 2.2 を、内容については「2.2 対象区域の本質的価値とその成り立ち」を参照。

1.2.3 対象区域における保全と活用の主な経緯

対象区域およびその周辺域における主な建築物と各種指定を以下に示す。

1899 (明治 32) 年	4 月	室戸岬灯台が投光を開始	 <p>室戸岬灯台 (1920年代撮影)</p>
1920 (大正 9) 年	7 月	室戸岬測候所が開設	
1927 (昭和 2) 年		鼻廻り線が開通	
	8 月	日本新八景に選定 (大阪毎日新聞社・東京日日新聞社)	
1928 (昭和 3) 年	3 月	「室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落」が国の天然記念物に指定	
	5 月	弘法大師像が建立	
	6 月	「室戸岬」が国の名勝に指定	 <p>土佐保勝会館 (1930年代撮影)</p>
1929 (昭和 4) 年	10 月	津呂村が室戸岬町に改称 <small>むろとぎき</small>	
1931 (昭和 6) 年	3 月	土佐保勝会館が落成 (現室戸荘の場所)	
1933 (昭和 8) 年		現在の岬観光ホテルが完成 (当時は個人邸)	
1934 (昭和 9) 年	9 月	室戸台風が襲来	
1935 (昭和 10) 年	5 月	中岡慎太郎像が建立	 <p>中岡慎太郎像 (1930年代撮影)</p>
1946 (昭和 21) 年	12 月	昭和の南海地震 (南海大地震) が発生	
1956 (昭和 31) 年	1 月	高知県立自然公園に指定	
1959 (昭和 34) 年	3 月	室戸市発足	
1961 (昭和 36) 年	9 月	第二室戸台風が襲来	
1964 (昭和 39) 年	6 月	室戸阿南海岸国定公園に指定	
1966 (昭和 41) 年	5 月	水掛地蔵の隣に駐車場が完成 室戸岬が新日本旅行地 100 選 (日本交通公社) に選定	
1972 (昭和 47) 年	8 月	国道 55 号の改良工事着工	
1973 (昭和 48) 年	2 月	国道 55 号の改良完了	
1974 (昭和 49) 年		乱礁遊歩道が着工	
1975 (昭和 50) 年	4 月	室戸スカイラインが全線開通 (※指定区域外) 室戸岬先端部の旅館、売店などが指定区域外へ集団移転。 サンホテル (現ホテル明星) が営業開始 (※指定区域外)	
1977 (昭和 52) 年		乱礁遊歩道が完成	

1984 (昭和 59) 年	11 月	明星来影寺青年大師像建立 (※指定区域外)	
1985 (昭和 60) 年		室戸岬灯台が「保存灯台 (A ランク)」 (海上保安庁) に指定	
1988 (昭和 63) 年	10 月	室戸岬 (名勝)、室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落 (天然記念物) 保存管理計画を策定	 <p>乱礁遊歩道 (1980 年代撮影)</p>
1996 (平成 8) 年	7 月	室戸岬が「日本の渚百選」 (「日本の渚・百選」中央委員会・国民の祝日「海の日」を祝う実行委員会) に選定 室戸岬・御厨人窟の波音が「日本の音風景 100 選」 (環境庁 (現・環境省)) に選定	
1998 (平成 10) 年	11 月	室戸岬灯台が「日本の灯台 50 選」 (海上保安庁) に選定	
2008 (平成 20) 年	6 月	室戸ジオパーク推進協議会設立	
	12 月	「日本ジオパーク」 (日本ジオパークネットワーク) に認定	
2009 (平成 21) 年	2 月	室戸岬灯台が「近代産業遺産 (経済産業省)」に認定	 <p>世界ジオパークセンター</p>
2011 (平成 23) 年	9 月	「世界ジオパーク」 (世界ジオパークネットワーク) に認定	
2015 (平成 27) 年	4 月	世界ジオパークセンター開設	
	11 月	室戸ユネスコ世界ジオパーク (Muroto UNESCO Global Geopark) に認定	

<参考文献>

- 環境省. 1996. 残したい“日本の音風景 100 選”パンフレット. 環境省, 東京.
- 建設省四国地方建設局監修. 1978. 四国地方建設局二十年史. 四国建設弘済会, 香川県.
- 公益社団法人燈光会ホームページ (<https://www.tokokai.org/>, 2019.2 参照)
- 室戸ジオパーク推進協議会. 2016. 室戸ユネスコ世界ジオパーク年報 2015 (平成 27) 年度. 室戸ジオパーク推進協議会, 高知県.
- 室戸市史編集委員会. 1989. 室戸市史 下巻. 室戸市, 高知県
- 室戸市史編集委員会. 1989. 室戸市史 上巻. 室戸市, 高知県.
- 日本の森・滝・渚全国協議会ホームページ (<http://www.mori-taki-nagisa.jp/>, 2019.2 参照)
- 四国の建設のあゆみ編纂委員会編. 1990. 四国の建設のあゆみ. 四国建設弘済会, 香川県.

1.2.4 保存・活用に係る主な地域の取組

前節で整理した対象区域の保存・活用に係る各種指定のうち、地域の取組により実現した指定について整理した。

1) 日本新八景

室戸岬は国の名勝および天然記念物に指定される前年の1927（昭和2）年に日本新八景に選定された。

日本新八景とは、大阪毎日新聞社と東京日日新聞社（現毎日新聞社）が、当時の鉄道省の後援の下に、日本内地における新景勝地の推賞および紹介を目的として、山岳、溪谷、瀑布、温泉、湖沼、河川、海岸、平原の8つの異なるタイプの風景について全国投票を行い選定した景勝地である。



日本八景選定当時の烏帽子岩、御蔵洞付近の様子
（1930年頃撮影）

投票の結果、室戸岬は海岸において第1位となり、日本八景の一つに選定された。選定に際しては、当時の津呂村と室戸町が連携して室戸岬保勝会を結成し、この保勝会が世間における室戸岬の評価に多大の貢献をした。翌1928（昭和3）年には、国の天然記念物と名勝に相次いで指定され、国の文化財に認定された。これらを契機に全国的な知名度が高まって観光客が増加し、宿泊施設をはじめ各種観光施設の整備が進んだ。

2) 県立自然公園および国定公園

室戸岬は1956（昭和31）年に高知県立自然公園の指定を受けた。1959（昭和34）年には室戸市の発足に伴い、国立公園への昇格を目指す運動が本格化した。当初は土佐清水市と連携して土佐湾国立公園を目指したが、徳島県が阿南海岸の国定公園を申請していたことから、両県で「室戸・阿南海岸国定公園」指定となるよう方針を転換して運動を続けた結果、1964（昭和39）年に指定を受けることとなった。

観光開発は第二次世界大戦を挟んで停滞していたが、新たに発足した室戸市は観光開発計画を策定し、駐車場やキャンプ場、遊歩道、スカイラインの整備を順次進めた。なお、1980年代前半（昭和50年代後半）には整備は概ね収束し、その後、現在まで大きな改変は行われていない。



スカイライン開通当時の様子
（1975年頃撮影）

3) 室戸ユネスコ世界ジオパーク

室戸岬は四万十帯南帯に属し、長期的な地殻変動を反映した地形や地質が表出した場所として世界的にも知られている。これら貴重な地質遺産は名勝室戸岬の本質的価値を構成する重要な要素である。1928（昭和3）年に国の名勝および天然記念物（文化財）として指定を受けたことで、これら構成要素の保存が図られてきたが、一方で有効活用する取組は進んでいなかった。

2004（平成16）年に、地球と人にスポットをあてた事業として「ジオパーク」の認定が世界でスタートした。「ジオパーク」とは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた造語で、地域の大地（ジオ）、動植物・生態系（エコ）、文化・産業・歴史（ヒト）の3つの要素のつながりに着目するとともに、地球（ジオ）と人々との関わりが感じられるストーリーを発見し、それらを活用した保護、教育、観光などの活動を通じた地域振興を目的としている。

室戸市は地域の貴重な地質遺産の価値を高め、他の観光資源などと合わせて活用し、交流人口の拡大や地域の活性化を図ることを目的として、2008（平成20）年6月に「室戸ジオパーク推進協議会」を設立し、ジオパーク活動への取り組みを開始した。世界ジオパークネットワーク認定の前提となる「日本ジオパーク」には同年12月に認定を受け、また、2011（平成23）年9月には「世界ジオパークネットワーク」への加盟認定を受けた。さらに、2015年（平成27）11月のジオパーク活動のUNESCO正式事業化に伴って室戸ユネスコ世界ジオパーク（Muroto UNESCO Global Geopark）」として認定された。

室戸ユネスコ世界ジオパークの運営は、世界ジオパークネットワーク（GGN）のガイドラインに基づき、室戸ジオパーク推進協議会を中心に行われているが、ジオパーク活動には地域住民、民間企業、研究機関、各種団体および行政も協力している。推進協議会では、実行計画を実際に行動に移していく実戦部隊として「ジオパーク活動推進チーム」の立ち上げや、会議にワークショップ形式を取り入れるなど、地域住民参加型の運営を行っている。主な活動としては、イベントやツアーの開催と体験プログラムの提供、これらを通じた教育・啓発活動、ガイドの育成、ジオパークやサイトの整備・維持管理などである。2018（平成30）年の時点で、室戸市内に地質や地形を対象としたジオサイトが51地点、生態系を対象としたエコサイトが10地点、文化や歴史を対象としたカルチュラルサイトが17地点、拠点施設が10地点、計88地点がサイトとして設定されており、それぞれ保全と活用が行われている。室戸岬は、岬そのものが室戸ユネスコ世界ジオパークの地形的特徴を示しており、かつ重要なサイトが密集している地域である。



ジオパークの活動
（提供：室戸ジオパーク推進協議会）

1.3 保存管理に係る法規制の現状

名勝および天然記念物の保護に係る文化財保護法以外の主な法律として、海岸法、自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）、森林法があり、それらによる行為制限が行われている（表 1.3・図 1.3・1.4）。なお、室戸岬灯台の本体は、海上保安庁の所管である。

対象区域における行為に際しては、文化財保護法のほか、表 1.3 に示す関係法令に基づく許認可の手続きが必要である。現時点で文化財保護法と並んで行為の許認可に係る申請件数が多い法律は、自然公園法である。対象区域の大部分は同法に基づく室戸阿南海岸国定公園の「特別保護地区」「第1種特別地域」に指定されている。同地区・地域内では、巻末の「自然公園法に基づく行為制限の概要」に示す行為制限があり、土地の形状変更や一般建築物・工作物・車道の新築、鉱物や土石の採取、木竹の伐採が原則として認められていない。また、指定植物などの採取も許可が必要である。

表 1.3 名勝および天然記念物の保護に係る文化財保護法以外の主な法律

法律	区域 (規制種別)	関係する条項		担当部局※
		区域指定	行為制限	
自然公園法	特別保護地区	第 21 条	第 21 条 規則第 11 条ほか	高知県環境共生課
	第 1 種特別地域	第 20 条 規則第 9 条の 2	第 20 条 規則第 11 条ほか	
	第 2 種特別地域			
	普通地域	第 33 条	第 33 条	
鳥獣保護法	鳥獣特別保護地区	第 29 条	第 29 条	高知県鳥獣対策課
	鳥獣保護区	第 28 条	第 9 条ほか	
森林法	保安林	第 25 条	第 34 条ほか	高知県治山林道課
	地域森林計画対象民有林	第 5 条	第 10 条の 2	
海岸法	海岸保全区域	第 3 条	第 8 条ほか	高知県港湾・海岸課
	一般公共海岸区域	第 2 条	第 37 条の 5	

※2019（平成 31）年 1 月現在

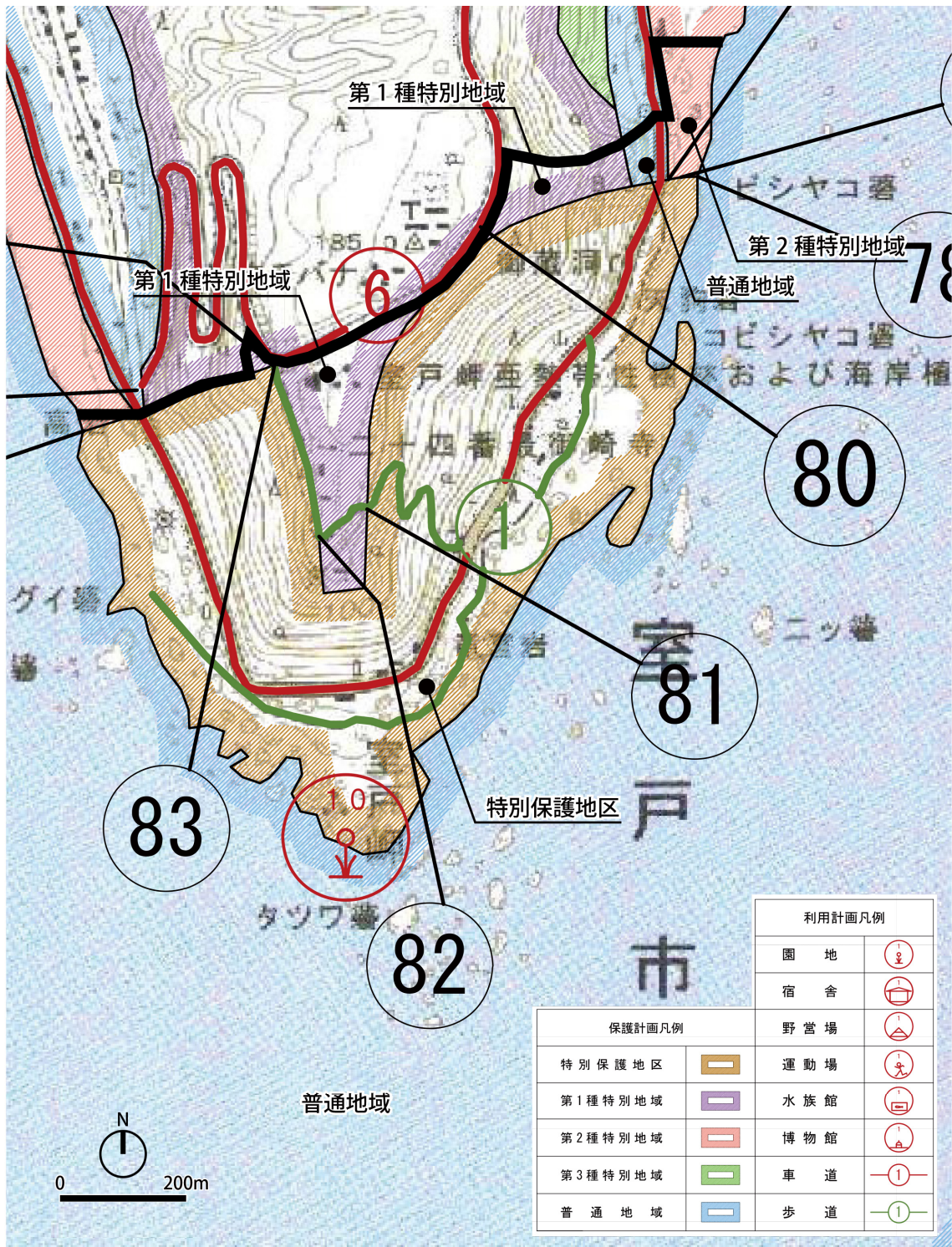


図 1.3 自然公園法による対象区域の規制状況

出典：「室戸阿南海岸国定公園区域及び公園計画図」に加筆。

注) 自然公園法に基づく行為制限の概要については巻末を参照。

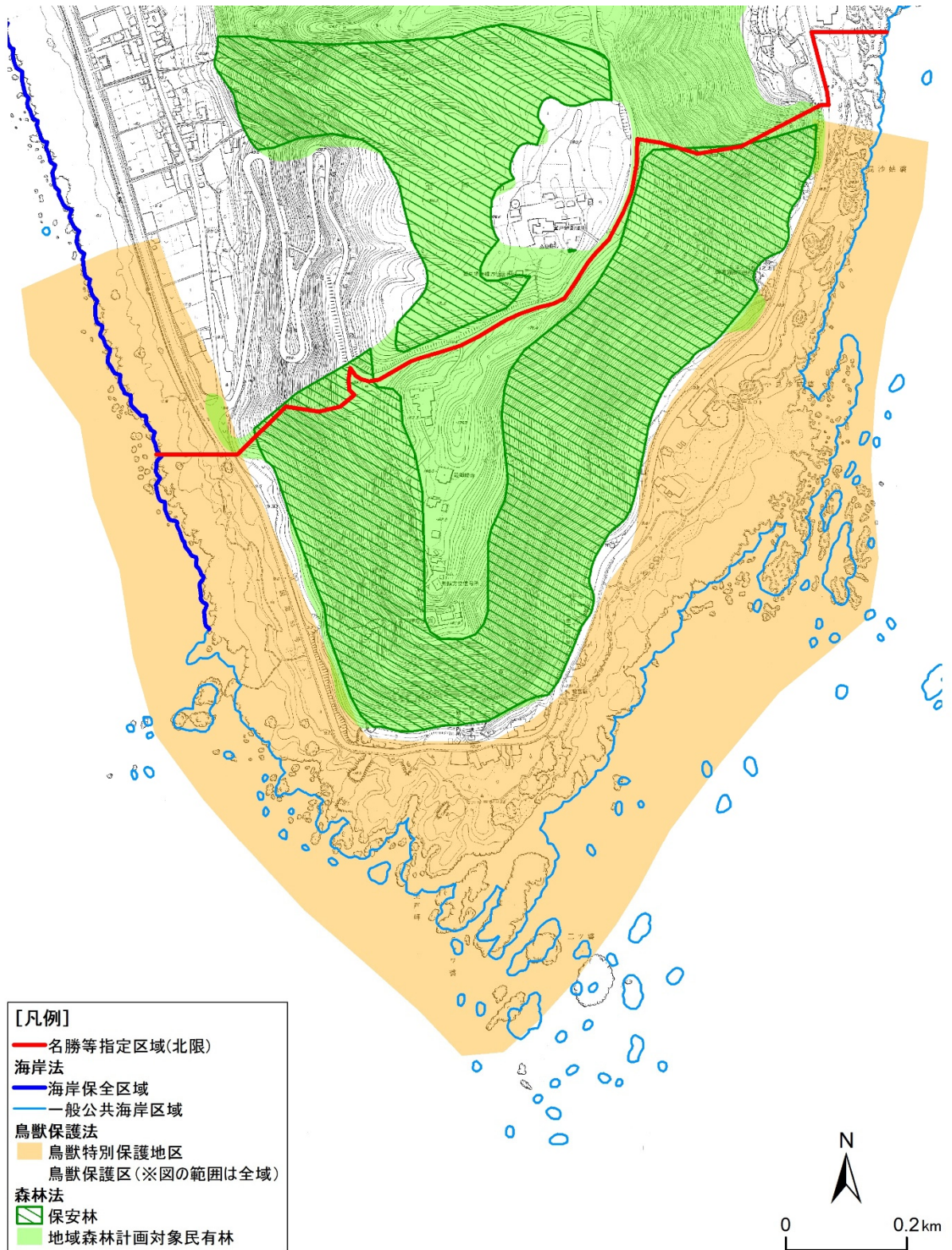


図 1.4 海岸法・鳥獣保護法・森林法による対象区域の規制状況
 出典：「国土数値情報」をもとに作図。

1.4 対象区域における改変等の状況

1.4.1 現状変更行為の許可申請

文化財（名勝および天然記念物）の現在の状態を人為的に改変等の行為による文化財の価値への影響を最小限に留めるため、行為者には予め文化庁長官（軽微な変更の場合は地方自治体）の許可を受けることが文化財保護法第 125 条第 1 項により義務付けられている。この手続きは、「現状変更行為の許可申請」と呼ばれている。

名勝「室戸岬」ならびに天然記念物「室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落」の区域内において、2009（平成 21）年度から 2017（平成 29）年度までの過去 9 年間の現状変更行為の許可申請は 73 件あり、その内容は、構造物関係（新設や改修など）に関するものが最も多く、次いで岩石試料の採取に関するものが多い（図 1.5）。

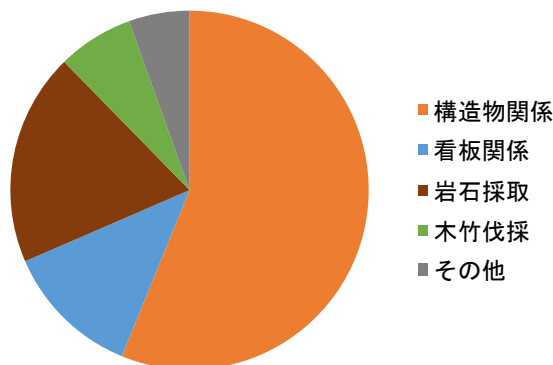


図 1.5 現状変更行為の許可申請の内訳
(2009～2017 年度)

2009 年度以降の申請数の推移をみると、2013（平成 25）年度が 14 件と最も多く、それ以降 8 件以下で推移している（図 1.6）。また、2013 年度以降は構造物関係の申請は減少し、岩石採取に係る手続きが毎年行われるようになっている。申請者は、行政機関（公共事業）が主体で、年度によっては一般企業（電力会社など）が多い場合もあった。2013 年度以降は、研究機関からの申請が毎年行われている（図 1.7）。

2009 年度から 2017 年度にかけての現状変更行為等は巻末資料に示す。

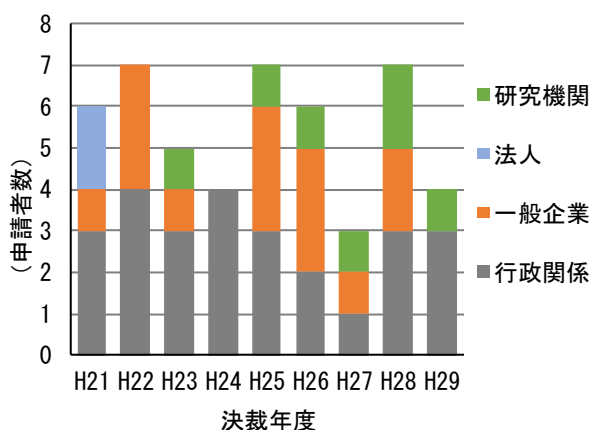
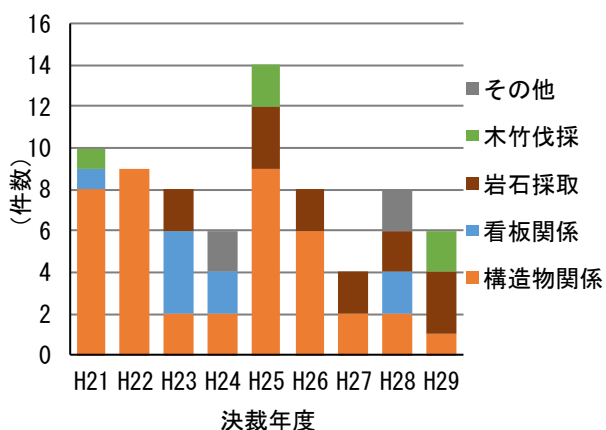


図 1.6 現状変更行為の許可申請の形態別の件数の推移 図 1.7 現状変更行為の許可申請の申請者別の推移

※申請者が 1 回の申請で複数の現状変更行為の許可申請を行う場合があるため、図 1.6 の件数と図 1.7 の申請者数は一致しない。

1.4.2 事業計画等による改変等の状況

対象区域およびその周辺における今後の事業計画について、室戸市の各種計画から整理した。

◆室戸市総合振興計画 後期基本計画（2016（平成28）年～2020（平成32）年）

本計画は2011（平成23）年に10年間のまちづくりの方針として策定された「室戸市総合振興計画」に基づき、前半5カ年の前期基本計画における課題や取組みを見直した上で策定された後半5カ年の計画である。

本計画の基本施策における観光振興などに係る項目のうち、対象区域およびその周辺域に関係する事業として表1.4の事業が挙げられている。事業内容はソフト事業が中心となっており、現時点で新たな建造物の設置などに係る具体的な計画は確認されなかった。

表1.4 室戸市総合振興計画（後期基本計画）に記載されている事業

事業名	事業内容
ジオパーク推進事業	室戸ジオパーク活動基本計画・第3期実行計画参照
ジオツーリズム推進事業	室戸ジオパーク活動基本計画・第3期実行計画参照
ジオパーク教育推進事業	室戸市内の小中学校を対象とした現地学習および出前授業を実施している。
遍路を活かしたまちづくりの推進	遍路道コース、休憩所、トイレなど施設、交通、地域の伝統芸能やイベントなどの情報発信。
室戸岬灯台周辺整備事業	具体的な事業計画は確認されなかった。
津波避難タワー・避難路など整備事業	室戸市地域防災計画参照

◆室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015（平成27）年～2019（平成31）年）

本戦略では、「室戸世界ジオパークを活かし、国内外から新しい人の流れをつくる」を基本目標のひとつとして設定している。基本的な方向性として、ジオパークを最大限に活かし、自然体験や文化・歴史による滞在型交流の拡充に取り組み、これらを連携することによって地域イメージの向上と受け入れ体制の強化を図り、室戸市に新しい人の流れをつくる交流人口拡大と移住促進を図るとしている。

具体的な取組みとしては、体験型観光の推進など地域資源を活かした交流の推進、新たな観光施設などの整備、人材育成や情報発信など室戸世界ジオパークを軸とした観光振興の強化が挙げられている。ソフト事業が主体であり、現時点で新たな建造物の設置などに係る具体的な計画は確認されなかった。

◆第二次室戸市環境基本計画（2016（平成28）年度～2025（平成37年度））

本計画は室戸市環境基本条例（1996（平成8）年3月制定）に基づき、環境保全および創造に関する総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定された。

本計画の基本施策における観光振興などに係る項目のうち、対象区域およびその周辺域に係る事業を表 1.5 に示す。ソフト事業が主体であり、現時点で新たな建造物の設置などに係る具体的な計画は確認されなかった。

表 1.5 第二次室戸市環境基本計画に記載されている事業

事業名	事業内容
室戸岬園地遊歩道の整備	遊歩道や室戸岬の公衆トイレの清掃、管理。
ジオパーク推進事業	室戸ジオパーク活動基本計画・第3期実行計画参照
遍路を活かしたまちづくり事業	遍路道コース、休憩所、トイレ等施設、交通、地域の伝統芸能やイベントなどの情報発信。
避難路整備事業	室戸市地域防災計画参照

◆室戸市地域防災計画 一般対策編（2018（平成30）年3月改正）

◆室戸市地域防災計画 地震及び津波災害対策編（2018（平成30）年3月改正）

両計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、室戸市防災会議が作成した計画である。「一般対策編」は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記載した基本的な計画であり、「地震及び津波災害対策編」は、想定される大規模地震の災害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、その目的、性格及び構成を明らかにし、室戸市及び防災関係機関が果たすべき必要な事項及び災害時に実施する災害応急対策を定めたものである。後者は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含んでいる。

現時点で対象区域およびその周辺域における避難路などの具体的な整備計画は確認されなかった。

◆室戸ジオパーク活動基本計画（2010～2019年度）

◆室戸ユネスコ世界ジオパーク基本構想（2018～2028年度）

◆室戸ジオパーク第3期実行計画（2016～2019年度）

室戸ジオパークの推進にあたっては、活動基本計画と実行計画が策定されている。また、2015（平成27）年に室戸ユネスコ世界ジオパークとなったことから、10年先を見据えたビジョンとして室戸ユネスコ世界ジオパーク基本構想（以下、基本構想）が2017（平成29）年に策定された。

基本構想では、「大地が育んだ地域資源の継承と発展」を柱に、世界に誇れる地形地質と大地が育んだ地域資源をジオパークネットワークと連携を図りながら、「まもる」「まなぶ」「もてなす」「かせぐ」「ひろめる」の5つの取組項目を4年のスパンで計画的に進めていくことが定められている。これを受けて、第3期実行計画では、上述した5つの取組項目についてそれぞれ具体的な行動計画を設定し、取組が進められている。ソフト事業が主体であり、現時点で新たな建造物などの設置に係る具体的な計画は確認されなかった。

1.5 計画策定の経緯

1.5.1 計画策定の方法

本計画は3か年をかけて策定した（表1.6）。

2016（平成28）年度（1年目）は、資料調査による現状把握とそれに基づき次年度以降の調査計画や策定手順を検討した。2017（平成29）年度（2年目）は、前年度に引き続き資料調査を実施するとともに現地調査を実施した。それらの結果に基づいて、現状や課題を整理するとともに、本質的価値の整理や対策の方向性の検討を行った。2018（平成30）年度は、過去2カ年の成果を踏まえ保存活用計画を策定し、本計画書を作成した。

表 1.6 計画策定に係る作業の経緯

実施年度	2016（平成28）年度	2017（平成29）年度	2018（平成30）年度
策定委員会（各2回）	●	●	●
資料調査	●	●	
現地調査		●	
本質的価値の整理		●	
現状および課題の整理		●	●
対策の方向性の検討		●	●
保存活用計画の策定			●
計画書の作成			●
関係機関との協議			●
高知県教育委員会との協議	●	●	●
文化庁との協議	●（現地確認含む）	●	●

1.5.2 策定委員会における検討の経緯

1) 策定委員会の組織

現行計画を見直し、新たな保存管理計画を策定するため、「室戸岬・室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落史跡等保存管理活用計画策定委員会」（以下、「策定委員会」とする）を組織し、文化庁および高知県教育委員会の指導を受けながら委員会を運営した。

なお、策定委員会ではオブザーバーとして各関係機関に会議への出席を依頼し、指導・助言を求めた。策定委員およびオブザーバーを表 1.7 に示す。

表 1.7 策定委員会委員・オブザーバー一覧

	氏名	所属・機関名	備考
専門委員	吉倉 紳一	放送大学高知学習センター所長 高知大学名誉教授理学博士	委員長・地質
	稲垣 典年	高知県立牧野植物園教育普及課解説員	植物
	重山 陽一郎	高知県立高知工科大学システム工学群 建築・都市デザイン専攻教授	景観
	町田 吉彦	高知県文化財保護審議会委員 高知大学名誉教授理学博士	動物
	溝渕 博彦	高知県文化財保護審議会委員 NPO 高知文化財研究所代表	建造物・文化財
地元委員	久保 八太雄	室戸市文化財保護審議会会長	
	植田 壮一郎	地元有識者	2018(平成30)年10月まで
オブザーバー		文化庁文化財部記念物課	文化財
		高知県教育委員会文化財課	文化財
		高知県林業振興・環境部環境共生課	国定公園 環境行政
		高知県安芸土木事務所	道路関係
		国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所 奈半利国道出張所	道路関係
		高知県観光振興部地域観光課	観光関係
		室戸市	地元自治体

室戸市教育委員会告示第5号

室戸岬・室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落史跡等保存管理活用計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年9月26日

室戸市教育長 谷村正昭

室戸岬・室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落史跡等保存管理活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 名勝及び天然記念物の指定を受けている室戸岬の保存・管理及び活用を図るため、室戸岬・室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落史跡等保存管理活用計画（以下「保存管理活用計画」という。）を策定することに対し、指導・助言することを目的として、室戸岬・室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落史跡等保存管理活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の業務を行なう。

- (1) 保存管理活用計画の策定に関する事項
- (2) その他保存管理活用計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は10人以内として次の各号に掲げるもののうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、保存管理活用計画完成までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び職務代理者)

第5条 策定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、策定委員会を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、室戸市教育委員会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2) 策定委員会の開催状況

策定委員会の開催状況と主な議題を表 1.8 に示す。

計画策定にあたり、2016（平成 28）年度から 2018（平成 30）年度まで策定委員会を計 6 回開催し、委員会での意見や議論の結果を本計画書に反映させた。

表 1.8 策定委員会の経緯

	開催年月日	主な議題	会場
第 1 回	2016（平成 28）年 10 月 14 日	①保存管理活用計画策定委員会の実施要綱 ②保存管理活用計画策定の目的と経緯 ③現状と課題 ④策定の方向性・スケジュール	室戸世界ジオパークセンター
第 2 回	2017（平成 29）年 2 月 24 日	①平成 29 年度における調査項目の検討 ②資料調査結果の中間報告	室戸市役所
第 3 回	2017（平成 29）年 10 月 12 日	①現地調査結果中間報告 ②調査からみえた課題（暫定） ③本質的価値・大綱の素案	室戸市役所
第 4 回	2018（平成 30）年 2 月 9 日	①大綱の確認・承認 ②本質的価値 ③現地調査結果報告 ④課題および対策の方向性	室戸市役所
第 5 回	2018（平成 30）年 9 月 21 日	①室戸岬の保存管理方針および方法 ②保存管理の実施体制	室戸市役所
第 6 回	2019（平成 31）年 2 月 7 日	①計画書の修正内容の確認 ②計画の最終決定	室戸市役所

■第 1 回

第 1 回策定委員会は 2016（平成 28）年 10 月 14 日に室戸世界ジオパークセンターで開催された。出席した文化庁文化財部天然記念物課文部科学技官および高知県教育委員会文化財課チーフの指導・助言を受けながら、計画策定に係る計画について協議された。



第 1 回 策定委員会の状況

■第 2 回

第 2 回は 2017（平成 29）年 2 月 24 日に室戸市役所で開催された。資料調査に基づき、名勝および天然記念物に指定されてから現在までの保存・活用に関する取組や自然環境の変遷が整理された。また、保存・活用すべきものが何かを見直し、現状における本質的な価値を把握するための現地調査項目について検討された。



第 2 回 策定委員会の状況

■第3回

第3回策定委員会は2017（平成29）年10月12日に室戸市役所にて開催された。動植物および景観の現地調査等の中間報告が行われ、名勝および天然記念物の現状についての情報が共有された。



第3回 策定委員会の状況

■第4回

第4回は2018（平成30）年2月9日に室戸市役所で開催され、現地調査の結果が報告された。最終結果をもとに整理された本質的価値、課題および対策の方向性について協議が行われた。また、計画書の骨子（目次構成）についても協議が行われた。



第4回 策定委員会の状況

■第5回

第5回は2018（平成30）年9月21日に室戸市役所で開催され、各委員に事前送付した計画書（案）の内容について意見交換が行われた。各委員からは、写真の活用、科学的に裏付け（エビデンス）のある事柄については極力その表現や文言を用いることなどの修正案が提示された。



第5回 策定委員会の状況

■第6回

第6回は2019（平成31）年2月7日に室戸市役所で開催され、概ね完成した計画書案について第5回委員会からの修正点などの確認を行い、最終的な協議、調整により本計画が最終決定された。



第6回 策定委員会の状況

